

セブンCSカード規約一部改定のお知らせ

2025年6月10日をもってセブンCSカード規約に関する同意条項を一部改定いたします。同意条項の改定箇所は以下のとおりです。

■セブンCSカード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条 (カードの発行)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に家族カード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>(3) 家族カードを発行するカードは当社が指定します。</p> <p>(4) 会員はセゾンサークル会員とします。</p>	<p>第1条 (カードの発行)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、本会員が本会員の代理人として予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上で家族カードを利用させることの申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。</p> <p><u>(3) 本会員は、家族カードの利用が全て本会員の代理人としての家族会員による利用となることを承諾し、家族カードの利用により生じる一切の責任を負うことを承諾するものとします。</u></p> <p><u>(4) 本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。）をいずれも賠償するものとします。</u></p> <p><u>(5) 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず代理人でなくなった場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</u></p> <p><u>(6) 家族カードを発行するカードは当社が指定します。</u></p> <p><u>(7) クラブ・オン／ミレニアム会員規約第4条における会員番号は、本会員・家族会員とも同一のものとします。</u></p> <p><u>(8) 家族会員の利用によるクラブ・オン／ミレニアム会員規約第6条の会員の特典は、本会員に付与されます。本会員は、家族会員の利用により生じる一切の責任を負うものとします。</u></p> <p><u>(9) 会員はセゾンサークル会員とします。</u></p>

第11条（支払停止の抗弁）

(1) 本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等のお支払いを停止することができます。

- ①商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。
- ②商品の破損、汚損、故障、又は商品・権利に、何らかの欠陥がある場合。
- ③会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。

第11条（支払停止の抗弁）

(1) 本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等のお支払いを停止することができます。

- ①商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。
- ②商品の破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合。
- ③会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。

【下線部は改定部分を示します。】